

# 労災保険による補償制度のお知らせ

## 放射線被ばくによるがんなどの疾病について

原子力発電所構内での作業や医療機関でのX線検査などの業務に従事し、放射線に被ばくしたことが原因で疾病を発症した場合には、労災保険給付を受けることができます。

業務で放射線に被ばくしたことで下記のような疾病を発症したと思われる方は、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

## 放射線被ばくによって発症するおそれのある疾病

### 電離放射線による悪性新生物（がん）

悪性黒色腫、胃がん、咽頭がん、肝がん、結腸がん、甲状腺がん、喉頭がん、骨肉腫、食道がん、真性赤血球増加症、腎臓がん、膀胱がん、精巣腫瘍（精巣がん）、前立腺がん、多発性骨髄腫、直腸がん、脳腫瘍、肺がん、白血病、皮膚がん、非ホジキンリンパ腫、膀胱がん など

### 放射線障害等

白内障、皮膚潰瘍などの皮膚障害 など

## 当面の労災補償の考え方

肺がん等の放射線被ばくとの医学的知見が得られた固形がんについては、当面の労災補償の考え方を次のとおり整理し、総合的に検討します。

- ① 被ばく線量が100mSv 以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること
- ② 放射線被ばくからがん発症までの期間が少なくとも5年以上であること
- ③ 放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること

なお、白血病については、次の式で算出される値以上の線量を業務により被ばくし、被ばく開始後1年を超える期間を経た後に発症したものを、原則、業務上の疾病とすることが労災認定基準に定められています。

$$5 \text{ mSv} \times (\text{放射線被ばくを受ける業務に従事した年数})$$

※ 白血病の労災認定基準は、年間5 mSv 以上の放射線に被ばくすれば白血病を発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されるものではありません。

○労災請求がなされた場合には、労働基準監督署で被ばく線量や発症までの経過などを調査し、かかった病気が業務上の事由によるものかを判断します。

○上記に該当しない場合でも放射線被ばくによるものとして労災補償の対象となることがありますので、まずは、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

<裏面もご覧ください>

## 労災保険給付の種類

### 療養補償給付

- (1) 労災病院などの労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- (2) やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合は、いったん治療費を負担していただきますが、後で請求することにより、負担した金額の全額が支給されます。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業補償給付**を受け取ることができます。

●給付開始…休業 4 日目から

●給付額…1 日につき、給付基礎日額（※）の 80%（保険給付 60%+ 特別支給金 20%）

※「給付基礎日額」は、ご本人の賃金により異なります。

<支給要件>①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

### その他の保険給付

療養補償給付、休業補償給付の他にも次の保険給付があります。詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

・障害補償給付 ・遺族補償給付 ・葬祭料 ・傷病補償年金 ・介護補償給付

労災請求の手続きなどについては、都道府県労働局の労災補償課（下記参照）、または労働基準監督署（下記 QR コード参照）にご相談ください。

## 都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧



| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011(709)2311 | 東京   | 03(3512)1617 | 滋賀   | 077(522)6630 | 香川   | 087(811)8921 |
| 青森   | 017(734)4115 | 神奈川  | 045(211)7355 | 京都   | 075(241)3217 | 愛媛   | 089(935)5206 |
| 岩手   | 019(604)3009 | 新潟   | 025(288)3506 | 大阪   | 06(6949)6507 | 高知   | 088(885)6025 |
| 宮城   | 022(299)8843 | 富山   | 076(432)2739 | 兵庫   | 078(367)9155 | 福岡   | 092(411)4799 |
| 秋田   | 018(883)4275 | 石川   | 076(265)4426 | 奈良   | 0742(32)1910 | 佐賀   | 0952(32)7193 |
| 山形   | 023(624)8227 | 福井   | 0776(22)2656 | 和歌山  | 073(488)1153 | 長崎   | 095(801)0034 |
| 福島   | 024(536)4605 | 山梨   | 055(225)2856 | 鳥取   | 0857(29)1706 | 熊本   | 096(355)3183 |
| 茨城   | 029(224)6217 | 長野   | 026(223)0556 | 島根   | 0852(31)1159 | 大分   | 097(536)3214 |
| 栃木   | 028(634)9118 | 岐阜   | 058(245)8105 | 岡山   | 086(225)2019 | 宮崎   | 0985(38)8837 |
| 群馬   | 027(896)4738 | 静岡   | 054(254)6369 | 広島   | 082(221)9245 | 鹿児島  | 099(223)8280 |
| 埼玉   | 048(600)6207 | 愛知   | 052(855)2147 | 山口   | 083(995)0374 | 沖縄   | 098(868)3559 |
| 千葉   | 043(221)4313 | 三重   | 059(226)2109 | 徳島   | 088(652)9144 |      |              |

労災補償や労災保険給付などに関するご質問は、こちらでも受け付けています。

# 労災保険相談ダイヤル 0570-006031

（平日 8:30 ～ 17:15）※ご利用には通話料がかかります。